山形県指定 木地山、野川鳥獣保護区 木地山、野川特別保護地区 指定計画書(再指定)

令和元年9月 山 形 県 (様式1) 山形県

木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区 指定計画書(再指定)

1 鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 木地山、野川鳥獣保護区特別保護地区

- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで(10年間)

2 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

木地山、野川鳥獣保護区は、朝日連峰の南部域にあたり、長井市を流れる野川の上流域に位置し、野川本流及びその支流である布谷沢、大桶沢等の深い渓谷が続く急峻な山岳地域で、その背後にブナ林、偽高山帯植生と原生的な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種のクマタカなどの大型猛禽類が生息している。

特に、当該区域の南部地域は、複雑に入り組んだ急峻な渓谷と、ブナ、ミズナラ、キタゴヨウなどの天然林が広がっており、大型猛禽類のクマタカが生息しているほか、アカゲラ、カッコウ等の野鳥が数多く生息している。また、北部地域においては広大な公有水面に隣接していることから、カワセミ、カルガモ等の水辺に生息する留鳥や、マガモ、オナガガモ等の渡り鳥が飛来するなど、多様な鳥類の生息及び繁殖のための極めて重要な地域になっている。

このため、当該地域は、木地山、野川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

- (3)管理方針
 - ア) 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ)入山者によるゴミの投げ捨て等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

3 鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
 - ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置

長井ダムと布(の)谷(だに)沢に囲まれた南部地域と、木地山ダムと大桶沢に囲まれた北部地域に位置する。

イ 地形、地質等

南部地域の特別保護地区は、長井ダムと布谷沢の下流域に位置し、標高400メートルから700メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域となっている。また、北部地域の特別保護地区は、大桶沢、木地山ダムに囲まれ、標高600メートルから800メートル程度の山々が連なる急峻な山岳地域に囲まれている。

ウ 植物相の概要

南部地域は、ミズナラ2次群落やブナ・ミズナラ群落等の半自然植生、また北部地域はブナ・ミズナラ群落等の半自然植生及びブナーチシマザサ群落等の自然植生に覆われている。

エ 動物相の概要

大型獣類、猛禽類を始めとする多様な鳥獣類が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

特になし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札

2本(2)

※()内の数値は既設の本数

7 参考事項

- (1) 当初指定 昭和55年3月31日 (昭和55年3月21日県告示第448号)
- (2) 経緯

ア 平成元年11月1日 指定(平成元年10月27日県告示第1352号)

イ 平成11年11月1日 指定(平成11年10月29日県告示第1030号)

ウ 平成21年11月1日 指定(平成21年10月30日県告示第943号)

別表1 木地山・野川鳥獣保護区・木地山・野川特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

		鳥獣保護区						特別保護地区					特別保護指定区域		
		既存直	面積	拡大(縮小) 面積	拡大(縮小)後	の面積	既存面	積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後	の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積
総面積		2,909	ha	-11	ha	2, 898	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
	林 野	2,658	ha	-4	ha	2, 654	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
	農耕地		ha		ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
_	水 面	220	ha	-16	ha	204	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
	その他	31	ha	9	ha	40	ha		ha	ha		ha	ha		ha

◆所有別面積内訳

◆所有別面積内訳			鳥獣保証	集区		特別]保護地区	<u> </u>		特	別保護指	定区域	
	既存	面積		拡大(縮小)後の	り面積	既存面			拡大(縮小)後	の面積		拡大 (縮小) 面積	
国有地	2, 127	ha	1 ha	2, 128	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
- 国有林	2, 104	ha	ha	2, 104	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	2, 104	ha	ha	2, 104	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
- 制限林	2, 104	ha	ha	2, 104	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
- 保安林	2, 104	ha	ha	2, 104	ha	260	ha	ha	260	ha	ha	ha	ha
一 砂防指定地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
■ その他		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
┗ 普通林		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
─文部科学省所管		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- 国有林以外の国有地	23	ha	1 ha	24	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
環境省所管		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	1	ha	ha	1	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
─都道府県有地	1	ha	ha	1	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
制限林地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- 保安林		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
□ こ その他		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
普通林地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
┗ その他	1	ha	ha	1	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- 市町村有地等		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
制限林地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- 保安林		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
— 砂防指定地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
□ その他		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
普通林地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- その他		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
私有地等	561	ha	4 ha	565	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
— 制限林地		ha	ha	399	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
─ 保安林		ha	ha	399	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
- 砂防指定地		ha	ha		ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
■ その他		ha	ha	151	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
一 普通林地		ha	ha	151	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
└─ その他	000	ha	ha	15	ha		ha	ha		ha	ha	ha	ha
公有水面	220	ha	-16 ha	204	ha	000	ha	ha	000	ha	ha	ha	ha
計	2,909	ha	-11 ha	2, 898	ha	260	ha	0 ha	260	ha	ha	ha	ha

◆他法会による規制区域

▼他伝下による規制区域									
		鳥獣保証	隻区	特別	<u>^</u>	特別保護指定区域			
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大 (縮小) 後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
— 特別地域 — 普通地域									
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
─ 特別保護地区─ 特別地域─ 普通地域									
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- (注)
 1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
 2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に() 書きで上段に記載する。
 3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で () 書きで記入する。
 4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。

- 5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

鳥類

木地山、野川鳥獣保護区木地山、野川特別保護地区

	E	科		種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	キジ目	キジ科	0	ヤマドリ	_	NT	留鳥
	カモ目	カモ科	0	オシドリ	DD	_	夏鳥
			\circ	マガモ	_	_	冬鳥
			\circ	カルガモ	_	_	留鳥
			\bigcirc	オナガガモ	_	_	冬鳥
			Ō	コガモ	_	_	冬鳥
	カツオドリ目	ウ科	0	カワウ	_	_	留鳥
	カッコウ目	カッコウ科		ジュウイチ	_	_	夏鳥
			\circ	カッコウ	_	NT	夏鳥
				ツツドリ	_	_	夏鳥
				ホトトギス	_	_	夏鳥
	タカ目	タカ科	0	トビ	_	_	留鳥
			\bigcirc	ノスリ	_	_	留鳥 留鳥
			0	<u>クマタカ</u>	EN・国内希少	ΕN	留鳥
	ブッポウソウ目	カワセミ科		アカショウビン	_	_	夏鳥
			\circ	カワセミ	_	_	留鳥
			0	ヤマセミ			留鳥
	キツツキ目	キツツキ科	0	コゲラ	_	_	留鳥
	S		0	アカゲラ	_	_	留鳥
	スズメ目	シジュウカラ科	0	コガラ	_	_	留鳥
			0	ヤマガラ	_	_	留鳥
		1 28 2	<u> </u>	シジュウカラ	_		留鳥 留鳥
		ウグイス科	0	ウグイス	_	_	留鳥
		1. おとが		ヤブサメ	_	_	<u>夏</u> 鳥 夏鳥
		ヒタキ科	0	キビタキ	_	_	
		トナレノが	0	オオルリ	_	_	夏鳥
		セキレイ科	0	キセキレイマヒワ		_	留鳥
		アトリ科	\cup	_ /	_	_	冬鳥
				ベニマシコ	_	_	冬鳥 冬鳥
				<u>ウソ</u> カシラダカ			
<u></u>		ホオジロ科					<u> </u>
合計	8 目	13科		31種			

(別表3)

	目	科		種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
	サル目	オナガザル科	0	ニホンザル	_	_	
	ネコ目	イヌ科	0	ホンドタヌキ	_	_	
			\circ	ホンドキツネ	_	_	
		イタチ科	0	ニホンアナグマ	_	_	
		クマ科	0	ツキノワグマ	国際希少	_	
	ウシ目	イノシシ科	0	イノシシ	_	_	
		ウシ科	0	<u>ニホンカモシカ</u>	特別天然記念物	_	
	ウサギ目	ウサギ科		トウホクノウサギ	_	_	
合計	4目	7科		8種			

- 1. データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 2. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 3. 種の指定等の要件は次の通りである。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。 環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】 (2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】 (2019) CR: 絶滅危惧 I A類、 EN: 絶滅危惧 I B類、 VU: 絶滅危惧 I 類、 NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種 天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物 4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。 5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

木地山·野川鳥獣保護区(特別保護地区)位置図

